# 林業現場安全パトロールを実施しました

## ～鳥取県林業災害防止連絡協議会の取組み～

鳥取労働局（局長　内田敏之）は、平成 29 年 10 月 19 日及び、10 月 27 日の両日、県内の林業現場の安全パトロールを実施しました。

この安全パトロールは、鳥取県林業災害防止連絡協議会の活動の一環として、協議会の構成機関及び団体により実施したものです。

鳥取県内では、平成 26 年に林業の現場で、労働者が走行集材機で木材を運搬中に林道から転落して死亡する労働災害が発生し、翌平成 27 年も伐倒した木の下敷きになるなど、２人の労働者が伐木作業中に亡くなっております。林業の労働災害は重篤化する傾向を強く示しているため、林業における労働災害防止対策の徹底が求められています。

参加者によるパトロール前のミーティング（10 月 19 日午前、東部地区作業現場にて）

今回のパトロールでは、10 月 19 日の午前東部地区（智頭町森林組合）及び、同日午後中部地区（鳥取県中部森林組合）の作業現場パトロール、10 月 27 日に西部地区（日南町森林組合）の作業現場パトロールを実施しました。

10 月 19 日午前のパトロールでは、鳥取労働局の野口安全専門官と、鳥取労働基準監督署（署長 木村 靖）の西川安全衛生課長及び小賀坂監督官が参加しました。

現場訪問時には事業体の作業班メンバーによる伐倒作業及び、伐倒木の枝払い、玉切り作業並びに、林業機械による玉切り材を集積していく模様を確認しました。

現場巡視の後、鳥取労働局より安全作業の留意点として、伐倒作業では、適切な受け口を切ること、伐倒作業の際危険範囲内への立入りをさせないため、作業間調整と作業時の安全確認の徹底について説明しました。

また、玉切り作業においては、チェーンソーの取扱いを適切に行うことにより、キックバック等の不意の挙動を起こさないよう作業を行うこと。チェーンソー作業保護衣を着用することにより、チェーンソー取扱い中にバーと身体が接触した際でも、切創災害防止に効果があるのでこれを徹底すること。伐木等機械などの重機を使用する際には、重機と労働者との接触防止のため、重機の作業範囲内に労働者を立入らせないこと。等について説明を行いました。

立木の伐倒作業の安全な手順を確認。

伐根の状況を確認。

木材グラップル機により玉切り材を集積した作業場所を確認

## 東部地区パトロールの状況

同日午後のパトロールは県中部の作業現場に移動し、伐倒木の搬出作業及び伐木等機械による枝払い、玉切り、集積作業の実施状況を確認しました。

搬出作業では、土場に設置したタワーヤーダを使用して集材作業を行っている状況を確認しました。搬出中の伐倒木による災害防止のため、架線の付近を立入り禁止にしていました。

土場に集めた伐倒木をプロセッサにて処理・集積する作業では、土場の周囲を立入禁止とし、重機の作業範囲内に労働者が立入らない様に措置していることを確認しました。

事業体から作業現場の状況説明を受ける参加者。

伐根の状況を確認。

伐木等機械（プロセッサ）の作業場所の安全対策を確認。

## 中部地区パトロールの状況

パトロールの模様（10 月 27 日午後、西部地区作業現場にて）

**10 月 27 日のパトロールは、鳥取労働局の市村衛生専門官と、米子労働基準監督署（署長 森下芳則）の宮村安全専門官及び飛田監督官が参加しました。**

**現場では立木の伐倒及び搬出作業を確認しました。**

**事業体の作業班メンバーによる伐倒作業及び、林業機械による伐倒木の枝払い、玉切り作業並びに、玉切り材を作業場所最寄りの土場に集積していく模様を確認しました。**

伐倒作業場所のパトロールを確認している状況

伐根を確認して、作業を確認している状況

木材グラップル機により玉切り材を集材車に積込んでいる状況

重機による玉切り材搬出作業を確認

パトロールの最後、災害防止のポイントについて説明。

**西部地区パトロールの状況**

**鳥取県内の林業における労働災害は、平成 25 年・26 年は、対前年比で減少し、平成27 年は増加しましたが、昨年及び今年は減少しており、近年は概ね減少傾向を示しております。**

**災害発生時の経験年数を確認すると、経験年数が短い労働者の災害件数が多くなっていることから、林業における労働災害の防止のため、安全衛生教育の充実など、安全対策の強化を図ることを事業者に指導していきます。**

**鳥取労働局及び各労働基準監督署では、全国的に「激突され」、「飛来落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」といった伐木作業における災害が増加していることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月７日付け基発 1207 第３号）等に示された事項、具体的には、①受け口を適切に切ること、②樹高の２倍以内に伐倒者以外の労働者を立ち入らせないこと、③かかり木処理においてあびせ倒し等の危険な方法を実施しないこと、④消防等救急機関への連絡体制を確保すること、⑤保護衣の着用を徹底すること等について指導すること、等労働災害を防止する取組みの徹底について呼びかけていくこととしています。**